

令和 5 年 6 月 10 日現在

機関番号：32406

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13406

研究課題名（和文）近代ドイツ法治国家におけるポリツァイ学の再検討：自由主義的統治原理の思想史

研究課題名（英文）Reconsidering the Polizeiwissenschaft in Modern Germany: Intellectual History of Liberal Governmental Principles

研究代表者

網谷 壮介（Amitani, Sosuke）

獨協大学・法学部・准教授

研究者番号：30838272

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はドイツ語圏における統治の学であるポリツァイ学を対象とするものである。特に、18世紀にオーストリアやプロイセンなどで活動した思想家ヨハン・ハインリヒ・ゴットローブ・フォン・ユスティの統治思想や歴史叙述について研究を深めることができた。特にユスティがモンテスキューを受容しながらも独自の論理によって絶対君主制を肯定したこと、同時代の七年戦争やドイツの経済状況に対して歴史叙述を通じた介入を行っていたことを明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

絶対主義国家内部で誕生した統治の学であるポリツァイ学は、19世紀前半のドイツ語圏において自由主義・法治国家思想が勃興するとともに衰退したと考えられてきた。しかし、ポリツァイ学と自由主義ないし法治国家原理を調和させる試みも存在した。ユスティの統治思想を明らかにした本研究は、19世紀にいたるポリツァイ学の持続と変容の過程を検討する土台となりうる。特にユスティの著作には、政府による介入か非介入かという二項対立を超えて、自由を可能にする介入というモーメントの片鱗が見いだせることがわかった。

研究成果の概要（英文）：This study has focused on Polizeiwissenschaft, the science of government in German-speaking regions. In particular, it delved into the political thought and historiography of Johann Heinrich Gottlob von Justi, a political and economic thinker who also worked as a bureaucrat for the government of Vienna and Prussia. The research explored firstly Justi's unique acceptance of Montesquieu's theories of law and state. He relied on Montesquieu's idea of the spirit of law while affirming absolute monarchy, which Montesquieu had denied. Second, the research revealed Justi's intervention in contemporary events, such as the Seven Years' War and the economic situation in Germany, through his historical writings.

研究分野：政治思想史

キーワード：統治 ポリツァイ学 ユスティ 家政学 リベラリズム 自然法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

経済グローバル化のもとで、政策として規制緩和や公共部門の縮小、社会保障の切り詰めを要求する新自由主義的な傾向がある一方で、国家が社会や市場に介入しなければ世界金融恐慌や環境危機を引き起こしかねない状況もある。

さらに、本研究開始当初に考えられていたこうした背景に加え、2019 年末に中国で感染が確認され、2023 年現在に至るまで長引く影響を及ぼし続けている新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミックにおいて、国家と市場・社会の関係はさらなる変容を余儀なくされたように思われる。パンデミックにおいて、新自由主義的に非介入や規制緩和を続けた政府はほとんどなく、むしろ社会・市場への強い介入、そして生政治的な統治が熱心に要請された。国家と社会・市場の関係、ひいては個人の自由の意義が問いただされる事態になった。

現代の自由主義-リベラリズムが抱える、こうした深化し複雑化する諸問題の根源を明らかにするには、19 世紀前半までにヨーロッパで成立したとされる自由主義的思想潮流の再検討を実施する必要があると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、18 世紀後半から 19 世紀中頃、特に三月革命期までのドイツ語圏における統治思想をポリツァイ学(Polizeiwissenschaft)に着目して捉え直すことで、この時期に生じたとされる自由主義的な統治思想の理解を深めることを目的としていた。

ポリツァイ学は 18 世紀中頃にドイツ語圏で確立された統治の学である。それはドイツ語圏の諸領邦における中央集権化・富国強兵化を学問的に支え、広範な統治実践を体系化・理論化したと評される。実際、ポリツァイ学においては、公共の福祉の実現のため、森林・鉱山経営から商業統制、人口管理、都市問題、風紀・宗教規律にいたるまで、市民社会への広範な介入が理論化・正当化されていた。

通説によると、こうしたポリツァイ学の統治は、「統治の社会への非介入」をメルクマールとする自由主義理解が進んだ 19 世紀前半に、国法学者や政治学者から個人の自由を侵害するパターンリズムと批判され、自由主義思想や法治国家理念の浸透とともに忘却されていったとされる。しかし、19 世紀前半には、ポリツァイ学と法治国家理念、あるいは自由主義を整合的に捉えようとする試みも存在しており、19 世紀前半にポリツァイ学が一挙に過去のものとなったというのは疑わしい。

そこで本研究では、絶対主義国家内部で誕生したポリツァイ学が、フランス革命の余波のなかで行われた 19 世紀前半の国政改革論において、どのように理解され、また変容を遂げたのかを解明することを目的とした。初期自由主義をポリツァイ学に代表される介入的・パターナルな統治の対立物とみなす先入観を排して、18 世紀から 19 世紀前半にいたるポリツァイ学の持続と変容を歴史的に追尾しようと試みた。

3. 研究の方法

本研究では、自由主義的統治は「個人の自由への非介入」としてではなく「自由を可能にする介入」として解釈しようという仮説を立て、思想的調査を試みようとした。具体的には、18 世紀のポリツァイ学が自由主義・法治国家原理の興隆する 19 世紀前半にいたるまで、どの程度理論的に継承され、いかなる変容を被ったのかを追跡する。その際に留意すべきと考えられたのは、ポリツァイ学の分野横断的性格である。絶対君主制の官製学問として包括的な行政・統治の理論を構築したポリツァイ学は、19 世紀前半には国家学や政治経済学のなかで形を変えて継続されていた。こうした分野横断的な性格に気を配りつつ、ポリツァイの言説の持続と変容を調査しようとした。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果：18 世紀にオーストリアやプロイセンなどで活動した思想家ヨハン・ハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ユスティ(Johann Heinrich Gottlob von Justi)の統治思想や歴史叙述について研究を深めることができた。特にユスティがモンテスキューを受容しながらも独自の論理によって絶対君主制を肯定したこと、同時代の七年戦争やドイツの経済状況に対して歴史叙述を通じた介入を行っていたことを明らかにすることができた。

ユスティのモンテスキュー受容：社会思想史学会第 45 回大会において、モンテスキューの各国受容をテーマにしたセッションで、「啓蒙絶対君主制におけるモンテスキューの読まれ方：アプトとユスティに着目して」と題した報告を行った。これはトマス・アプトとユスティにおけるモンテスキューの批判的受容に着目し、啓蒙君主制のもとでモンテスキューの議論がいかなる影響力をもったのかを調査した研究である。アプトは、共和制においてのみ祖国愛が可能であるとするモンテスキューの議論を批判し、フリードリヒ 2 世治下の君主制においても祖国愛が可能であること、またその際にはモンテスキューが論じた君主制における名誉の原理は能力主義

に接ぎ木されるべきことを主張した。

他方、ユスティはモンテスキューの君主制・共和制・専制という政体区分を批判し、権力行使の様態を絶対権力と制限権力に区分した上で、政体を君主制・貴族制・民主制(絶対権力)と混合政体(制限権力)に区分する。権力の最高目的である公共の福祉の概念のなかには市民の自由・幸福が含まれるがゆえに、ユスティはモンテスキューと同様に、イングランドの混合政体を称賛するが、他方で、絶対君主制であるプロイセンの現状を踏まえて、必ずしも絶対権力が専制に陥るわけではないと主張した。ユスティによれば、絶対権力は身分制的な中間権力による抑制ではなく(それは制限権力となる)、基本法の制定によって自己抑制されなければならない。

このようにしてユスティは絶対君主制を基本法の制定によって抑制しようとするのだが、この基本法の根本には彼の自然法的思考がある。すなわち、国家の究極目的を公共の福祉の維持・増大に見出す考え方である。ユスティの主著である『国家家政』(1755)や『ポリツァイ学の諸原則』(1756)、『国家の力と幸福の基礎』(1760-61)を順次検討していけば、公共の福祉概念が次第に洗練されていく様子がうかがえる。『国家の力と幸福の基礎』によれば、官房・財政学が国家の財産からいかに利益を引き出し、その利益と公共の福祉のために必要な経費とをいかに管理するかを探求する一方で、ポリツァイ学は個々の家の幸福と国家全体の公共の福祉をどのようにすれば恒常的に関連付けることができるかを探求する。その結果、ポリツァイ学が視野に治めるべき事柄は多岐にわたることになる。すなわち、ポリツァイ学は、土地、人口、都市、地方、交通、郵便、衛生、工業、手工業、商業、市場、貨幣流通、信用取引、知的財産、勤労促進、商業・営業の自由、生活必需品価格、公序良俗、宗教、教育、家政、市民の徳、治安、奢侈、貧民など、市民社会のあらゆる側面を公共の福祉と関連付けることを目指すというのである。確かにこれは国家がパターン的な介入を無制限に行うことを肯定する議論にも読めるし、実際そのように批判されてきたわけだが、しかしユスティは公共の福祉を良好な生活環境・国内外の安全・個人の自由という3つの面をもつものとして捉えている。特に経済的な自由を個人に認めることが公共の福祉の増進につながるという、同時代の英仏の政治経済学と通じる視点がユスティには見られる。

ユスティの歴史叙述：ユスティについては上記で記したような国家思想ないし統治思想が中心に検討されてきた。しかし、ユスティはそれと同時に多彩な著述家でもあり、歴史叙述を含んだ著作も多く存在する。

例えば、ユスティはフランスのいわゆる商人貴族論争における代表的論考の2つ『コワイエ』『商人貴族論』とダルク『軍人貴族論』を独訳し、それに自らの論考を付して出版している。そこではこれもまたフランスで言うところの「王のテーゼ」と「貴族のテーゼ」を止揚したような、独特の貴族起源論が展開される。ユスティは貴族が商業に関わってはならないとする先入見がドイツにおいても見られ、それがドイツの経済的停滞の一要因であると指摘する。そのうえで、ドイツにおける貴族の起源をモンテスキューのようにゲルマンの森に見出すのではなく、むしろ11世紀から12世紀のザクセン朝に見出す。この時代に都市では自由人と奴隷の区別が撤廃されたが、他方で、地方の自由人は軍事で生計を立て、都市の自由人が義務付けられていた税も免除されていた。後者の地方の自由人こそ、現在の貴族の真の起源だというのである。商人貴族論争では貴族の歴史的起源に遡って、貴族が商業に従事すべきかどうか論じられたのに対し、ユスティの場合には、貴族の真の起源が見出されたところで貴族が現在商業に従事してはならない理由にはならないとされる。ユスティは歴史叙述を通じて、貴族イデオロギーを批判するのである。

こうした歴史叙述を通じたイデオロギー批判の遂行は、さらに七年戦争期に喧伝されていた勢力均衡論に対しても向けられる。『ヨーロッパの均衡というキマイラ』(1758)では、勢力均衡論の歴史的起源が検討され、それがいかに卑小なものであったかということが暴露される。勢力均衡論がヨーロッパ諸国へ浸透するきっかけとなったのは、せいぜい17世紀イングランドであり、ウィリアム3世のフランスに対する私怨に由来するとユスティは結論づける。ウィリアムはオランダで過ごした幼少期以来、フランスへの敵意を持ち続けていたのであって、ルイ14世治下で軍事力を高めていたフランスに対抗するために、大陸諸国にイングランドと同盟を結ばせようと、勢力均衡論を喧伝したというのである。こうして『ヨーロッパの均衡というキマイラ』は、勢力均衡論の着想の歴史をイングランド王ヘンリー8世に遡って検討しつつ、勢力均衡という概念が不必要な戦争を生み出し続けることを摘発するのである。

(2)得られた成果の国内外における位置づけとインパクト：従来の政治思想史においてユスティの政治思想や統治思想が取り上げられることはそもそも稀である。他方、近年ではUlrich Adam, *The Political Economy of J. H. G. Justi* (2006)やEre Nokkala, *From Natural Law to Political Economy. J. H. G. von Justi on State, Commerce and International Order* (2019)など優れた研究書が出始めている。本研究は特に同時代のフランス思想とユスティの関連を明らかにした点、またその歴史叙述に着目した点で、こうした近年の研究動向に新しい要素を加えるものである。また、AdamやNokkalaの研究は18世紀ヨーロッパの政治経済学の潮流にユステ

ィを位置づけようとするが、本研究のように 19 世紀にいたるポリツァイ学の変容と持続を視野に収めつつ研究がなされてはいない。

(3)今後の展望：研究期間の大部分が新型コロナウイルスのパンデミックの影響を受けており、大学図書館への資料調査・収集を目的としてドイツに渡航することができたのは、ようやく最終年度の 2 月だった。そのため、すでに資料をある程度収集できていたユスティの研究に研究成果の大部分が占められることになってしまった。他方で、2023 年 2 月にフランクフルトに滞在することができ、そこで 19 世紀の国法学者・政治家の資料を収集することができた。特にロバート・フォン・モールやカール・ロテックについて一次・二次文献を渉猟することができたことは、本研究が当初目指していた、19 世紀におけるポリツァイ学の持続と変容の解明という目的にとって非常に有意義であった。本研究が明らかにできたユスティのポリツァイ学や歴史叙述の見方を踏まえれば、19 世紀にドイツ語圏で自由主義思想や法治国家理念が出現してくる際に、ユスティの議論がどのように変化を被るのかを検証することが可能になるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 網谷壮介	4. 巻 40
2. 論文標題 国際法の他者：正戦論と不正な敵	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 25-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 網谷壮介	4. 巻 41
2. 論文標題 中山竜一氏・高橋洋城氏への応答	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 247-257
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 網谷壮介	4. 巻 37
2. 論文標題 上村剛『権力分立論の誕生：ブリテン帝国の『法的精神』受容』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本18世紀学会年報	6. 最初と最後の頁 42-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 網谷壮介
2. 発表標題 カントの代表論：制度・意志・判断力
3. 学会等名 日本政治学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 網谷壮介
2. 発表標題 啓蒙絶対君主制におけるモンテスキューの読まれ方：アプトとユスティに着目して
3. 学会等名 社会思想史学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小谷英生、網谷壮介、飯田賢穂、上村剛	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 304
3. 書名 歴史を書くとはどういうことか	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------